

デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準の 運用開始のお知らせ

平成29年4月
山 口 県

県が発注する建設工事について、現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化を図るため、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用することとしましたので、以下のとおりお知らせします。

1 適用日

平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2 運用方法

- ・ 小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者から工事打合せ簿により実施する旨の申出があり、監督職員の承諾を得て行うこととする。なお、使用内容について施工計画書に記載することとする。
- ・ 対象工種については、土木工事施工管理基準「写真管理基準(案)」に準ずる。

3 機器の導入

機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、共通仮設費の技術管理費(率分)に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等である。

4 運用基準

別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準」による。

(山口県技術管理課ホームページ <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)